

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	認定こども園　ぴっころきっず新梅田園	
運営法人名称	株式会社プライムツーワン	
福祉サービスの種別	保育所型認定こども園	
代表者氏名	施設長　北　篤美	
定員（利用人数）	95　名	
事業所所在地	〒 531-0071 大阪府大阪市北区中津7-5-24 ブリエウメキタ	
電話番号	06　－　6136　－　8312	
FAX番号	06　－　6136　－　8312	
ホームページアドレス	https://pikkoro.jp/	
電子メールアドレス	info@prime21h.co.jp	
事業開始年月日	令和5年4月1日	
職員・従業員数※	正規　　14　名	非正規　　6　名
専門職員※	保育士：14名（常勤9名、非常勤5名） 看護師：2名（常勤2名） 栄養士：2名（常勤2名） 調理師：2名（常勤1名、非常勤1名）	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 乳児室（0歳児室）、保育室（1歳児室、2歳児室、3歳児室、4歳児室、5歳児室）、幼児用トイレ、乳幼児用沐浴設備、調理室、職員室、職員用トイレ、エレベーター	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0　回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】
・子ども達の健やかな成長、心身の発達を保障する保育の創造
・働く保護者の就労をサポートし安心して働き続けられる保育所
・保護者、保育士、弊社、相互の信頼関係に基づく環境作り
【保育方針】
・健やかな心身の発達保障する
・一人一人の個性を尊重し主体性、創造性を育む
・友達との関わりの中から集団の仲間意識や思いやりの心を育む
・健康でたくましい丈夫な身体を育む
・日常の生活体験の中から、基本的生活習慣の自立や自主性を育む

【施設・事業所の特徴的な取組】

① チャレンジ教室（外部講師）
・英語教室 ネイティブの講師により、季節に応じたカードゲームやダンス、歌をうたい楽しみながら英語に触れるレッスンです。（3.4.5歳児対象）
・体操教室 外部の体操専門の講師により鉄棒、跳び箱、縄跳び、マット、ボールを使用し、体力向上、運動機能の基礎作り、心身の発達促進を図ることをねらいとしています。（3.4.5歳児対象）
・もじかず教室 文字や数に親しみ、将来の学習の基礎を築くことをねらいとして、指導経験が長く丁寧な指導をされる外部講師の指導を受けています。
② リトミック
音楽を楽しみながら自由に体を動かし、表現することで創造性を高め、リズム感を養い、友だちと同じ動きをすることでコミュニケーション能力や社会性を育むことをねらいとしています。 幼児クラス中心に、日常の保育の中に取り入れてます。
③ 合奏
4歳児から本格的な打楽器に触れて合奏の楽しさを味わい、5歳児からはリズム打ち、音階を学びピアノ、木琴、鉄琴等を取り入れて合奏をしています。 合奏を通してリズム感や協調性を育むだけでなく様々な音楽に触れて、世界観を広げられるような活動をしています。（0歳児から音楽や楽器に触れています。）

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社イムア
大阪府認証番号	270063
評価実施期間	令和7年10月9日～令和8年4月24日
評価決定年月日	令和8年4月24日
評価調査者（役割）	2301C006（運営管理委員） 2301C007（運営管理委員） 2301C008（専門職委員） 2301C009（運営管理・専門職委員） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

ぴっころきっず新梅田園は「株式会社プライムツーワン」が運営する認可保育園として、令和5年4月1日に開園した認定こども園である。法人は、北海道に本社を構え、北海道エリア、東北・上信越エリア、関東エリア、関西エリアの全国各地で、保育に特化した125施設の運営を行っている。

施設は地下鉄中津駅から徒歩約14分（1.0km）、阪急中津駅から徒歩約11分（750m）、バス停中津六丁目から徒歩約5分（300m）の場所に位置している。梅田エリアに近接しながらも淀川が近く、自然を感じられる落ち着いた住宅街に位置している。単身者とファミリー層が混在し、学校や公園、消防出張所も点在するなど、生活しやすい環境となっている。建物は鉄筋コンクリート造1階から3階が施設、4階以上はマンションの居住空間となっている。施設内には非常口が設けられ、マンション側とも連結しているほか、消火器や防災備品一式を備え、有事に対応できる体制を整えている。

施設1階のトイレは車椅子利用が可能な多目的トイレとなっており、各階には北区防災マップを掲示し、AEDの設置場所をわかりやすく示している。また、園だよりなどの配布物については、日本語に加えてネパール語表記を行い、外国籍家庭への配慮を行っている。今後は国籍の多様化に対応し、英語表記へ移行することで、より広く周知できるよう取り組む意向を示している。

系列施設の看護師と連携し年間の保健計画を作成するとともに、年4回季節ごとに保健だよりを発行している。看護師を中心に年1回、心肺蘇生等の救急訓練を実施しており、段ボールなどで作成した骨格標本を用いて5歳児に体の仕組みを伝えるなど、発達に応じた学びの機会を設けている。施設内ではメダカの飼育、2歳児・3歳児はチューリップの栽培をしており、3歳児の保育室には「ちゅーりっぷのそだてかた」や「ちゅーりっぷのいちねんかん」を掲示し、理解が深まるよう取り組んでいる。また、栽培中の3つのヒヤシンスには子どもたちがそれぞれ名前を付け、愛情をもって育てている。5歳児は当番活動の一環として夏野菜や、はつか大根の栽培を行い収穫後はクッキング活動に繋げるなど、生活と結びついた食育にも取り組んでいる。

◆特に評価の高い点

施設長は、法人本部や行政機関等から周知される各種法令に関する情報の収集・把握に努めており、その内容は職員会議などを通じて適宜共有されている。これにより、組織全体での法令遵守意識の向上や日常業務への適用に役立てられている。また、法人本部主催の労務研修や法令遵守に関する研修、さらには外部研修への参加を通じて、幅広い分野にわたる法令の理解を深め、施設運営に反映させる取り組みを行っている。

子どもが主体的に活動できるよう、玩具の配置や動線に配慮した環境整備を行うとともに、金魚や植物の飼育、消防署見学や電車を利用した遠足、商店街での訪問やインタビューなど地域資源を活用した多様な体験の機会を設けている。日常の遊びと具体的な社会体験を結び付けることで、子どもの興味関心を広げ、豊かな学びや育ちに繋げる取り組みが実践されている。

相談窓口については、文書・電話・メールなど複数の方法で相談や苦情を受け付ける体制を整え、受付方法を重要事項説明書に記載するとともに、玄関にも掲示するなど全体周知が図られている。

◆改善を求められる点

必要な福祉人材や人員体制、人材の確保・育成に関する基本方針や具体的な計画は十分に整備されていない。今後は、これらを明確化した上で、計画的な人材確保や育成に取り組むことが望まれる。

個別の指導計画等に子どもや保護者の具体的なニーズの明示が見られないため、評価や見直しにおいて達成状況や対応の適切性を確認することが難しい状況である。今後は、把握したニーズを計画に位置づけ、それに基づいた評価・見直しの実施が求められる。

子どものプライバシー保護に関する規定やマニュアルを整備し、子どもを尊重した保育の基本姿勢を明確にした上で「倫理規定」や標準的な実施マニュアル策定など、組織としての取り組みの充実が望まれる。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

本園は、今回初めて第三者評価を受審しました。保護者の方々や職員によるアンケートを拝見して、現状を客観的に把握することができました。園としての強みは継続しつつ、弱みの一つである人材育成の部分では、ご指導いただいたとおり倫理規定やマニュアル策定などを行い、組織として取り組んでいくように努めてまいります。

お子様や保護者の方々、他、園に関わる方々が安心して過ごせるような環境整備を心がけてまいります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

株式会社プライムツーワン		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	理念については、施設独自の理念が掲げられており、法人の基本方針とあわせて、施設の目指す方向性や考え方が示されている。また、その内容は職員の行動規範として具体性を有するものとなっている。周知については、玄関への掲示により職員および保護者への周知が図られているほか、職員に対しては全体的な計画の共有等を通じて理解の促進が図られている。 一方、保護者に対しては入園説明会において口頭での説明が行われているものの、掲示以外に文書等による明示は確認できない。 今後は、理念や基本方針について保護者にも理解しやすい資料を作成するなど、よりわかりやすく伝える工夫が望まれる。また、職員および保護者双方に対し、継続的に周知を図る取り組みが期待される。	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	法人本部においては、保育に係るコストや利用者数の推移、利用率等の管理が行われており、その内容は施設長会議を通じて施設に共有されている。また、施設長は年2回開催される北区子育て支援会議に参加するなど、北区役所との連携を図りながら、地域の保育ニーズや動向の把握に努めている。 一方で、地域の特性や課題については一定の情報収集が行われているものの、体系的な分析には至っていない状況が見受けられる。さらに、社会福祉事業全体の動向については、法人本部からの通達や各種情報媒体により把握されているが、これらについても十分な分析には至っていない。 今後は、地域の動向や社会福祉分野の変化を踏まえ、経営環境に関する情報の収集や整理に加え、分析を行う体制の強化が期待される。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	施設においては、経営課題に関する情報が施設長会議を通じて共有され、各職員へは職員会議等を通じて周知が図られている。しかしながら、職員が把握できる内容は限定的であり、経営状況や課題に対する理解が十分に浸透しているとは言い難い状況である。 法人本部においては、経営状況や改善課題の分析が行われ、その内容は役員間で共有されている。また、人材の充実と定着を重要なテーマとし、研修の実施や多様な採用活動などの取り組みが進められている。さらに、施設の課題や問題点については、エリアマネージャーを通じて本部へ報告される体制が構築されており、法人全体での情報共有が図られている。 今後は、職員が経営課題をより具体的に理解できるよう情報共有の工夫を図るとともに、課題解決に向けた取り組みを組織全体で計画的に推進していくことが求められる。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人として「中期事業計画」を策定し、重点的な取り組み事項や年度ごとの方向性を明確に示している。また、法人本部により毎年度見直しが行われており、経営課題や改善に向けた基本的な考え方が整理されている。 一方で、計画に基づく具体的な取り組み内容や数値目標、成果指標の設定については、体系的な整理には至っていない。今後は、これらを明確にすることで、進捗や成果を客観的に確認できる仕組みづくりが期待される。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	施設の運営にあたっては、法人本部を中心に「単年度事業計画」が策定されており、あわせて単年度の収支予算も整備されている。これらは中長期計画の内容を踏まえて作成されており、法人の方針や方向性に沿った運営が行われている。 一方、計画における数値目標や成果指標の設定、ならびに取り組みの実施状況を確認・評価する仕組みは、十分に明確化されていない。 今後は、取り組み内容や達成目標をより具体的に示すとともに、実施状況を定期的に振り返る機会を確保するなど、進捗管理および評価の仕組みを整備していくことで、計画の実効性を高めていくことが期待される。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画は、エリアマネージャーを通じて法人本部に伝えられた職員の意見も踏まえながら策定されており、計画には重点課題が明示されている。策定された計画の内容は、新年度の施設長会議で理事長から施設長へ共有され、さらに職員会議を通じて職員にも周知されるなど、計画内容の理解を促す仕組みが整えられている。 計画の実施状況については、進捗確認や評価の体制が十分ではないため、あらかじめ時期や手順を定めて体制を充実させることで、計画の実効性を高めていくことが求められる。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
(コメント)	行事計画は園だより等で保護者に周知されているものの、事業計画の主な内容については周知されておらず、保護者が施設の運営方針や取り組みを理解しやすいよう、計画の内容をわかりやすく伝えとともに、概要や重点的な取り組みを整理した資料作成などの工夫を進めることが望まれる。	

		評価結果
Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
Ⅰ-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
(コメント)	行事や保育実践の振り返り、職員一人ひとりの自己評価の内容をもとに、施設の課題を抽出し、施設全体の課題として整理した上で、職員会議において全職員で話し合い、課題点の検討が行われている。施設の課題について、職員全員で意見を共有する取り組みは実施されているものの、施設の自己評価は体系的に行われておらず、明確な評価基準も十分に整備されていない。今後は、評価結果を活用した分析や検討の仕組みをさらに充実させるとともに、評価基準や分析の体制を整備していくことが望まれる。	
Ⅰ-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	これまでに定められた評価基準に基づく施設の自己評価や第三者評価は実施されておらず、評価結果の分析も十分には行われていない。 今後は、施設として評価を実施し、明らかになった課題については職員の参加を得ながら改善策や改善計画の検討、策定を進めるなど、具体的な取り組みを充実させていくことが望まれる。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	職務分担表により施設長の役割を明確に定め、掲示や職員会議などを通して職員への周知を図っている。有事の際の施設長の役割や責任、不在時の権限委任については「防犯体制マニュアル」「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」「緊急時チャートマニュアル」によって定められており、緊急時にも役割分担が適切に機能する体制が整っている。 施設長の役割や責任は周知されているものの、施設運営や管理に関する施設長自身の方針や具体的な取り組みは十分に示されていないため、これらを整理し職員に周知する取り組みを進めることが期待される。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は、法人本部や行政機関等から周知される各種法令に関する情報の収集・把握に努めており、その内容は職員会議などを通じて適宜共有されている。これにより、組織全体での法令遵守意識の向上や日常業務への適用に役立てられている。また、法人本部主催の労務研修や法令遵守に関する研修、さらには外部研修への参加を通じて、幅広い分野にわたる法令の理解を深め、施設運営に反映させる取り組みを行っている。	

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、定期的な保育の見回りや書類の確認を通じて、子どもや職員の状況を日常的に把握している。必要に応じて保育に介入し、助言をすることで保育の質の現状を継続的に評価している。また、年3回の個人面談や日々のコミュニケーションを通じて、保育の質に関する職員の意見を抽出し、職員会議では職員同士が意見交換できる環境を整備することで、課題の共有や助言、進捗確認を行い、保育の質の向上に日常的に取り組んでいる。 さらに、職員からの声を反映し、保育の質向上の取り組みとして縦割り保育の機会を設け、子どもたちの異年齢交流を促すとともに、経験豊富な職員から子どもへの声かけや保育の工夫を学び、職員同士が知識や技術を吸収できる場も整備している。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、職員間の業務分担や協力体制の整備に努め、業務の効率化や実効性の向上を図っている。また、行事の運営や書類業務の管理にあたっては、職員の業務量や負担の偏りに配慮し、業務の調整や支援を行うことで、職員が安心して働ける環境づくりにも取り組んでいる。 人事・労務・財務などの管理は法人本部で行われているが、施設として必要な事項については法人本部と連携し、経営改善に向けた取り組みを進めている。今後は、施設長が人事、労務、財務の各部門の状況をより詳細に把握できる体制を整備することで、経営改善や業務の実効性向上に一層繋げていくことが期待される。	

評価結果

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
(コメント)	ホームページや人材紹介、職員紹介制度などを活用した採用活動は法人本部が中心となって行われている。施設としても、職員の出身校への求人資料送付や地域の就職フェアへの参加など、積極的な採用活動に取り組んでいる。施設見学については、施設長や主幹が対応し、質疑応答を含めた説明を行うことで、応募者が施設の雰囲気や保育の実際を理解できる機会を提供している。 新規採用の職員に対しては、法人本部主催の新人研修を通じて、基本的な業務の流れや法人の特色を学ぶ機会が設けられている。 一方で、必要な福祉人材や人員体制、人材の確保・育成に関する基本方針や具体的な計画は十分に整備されていない。今後は、これらを明確化した上で、計画的な人材確保や育成に取り組むことが望まれる。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	c
(コメント)	職員の意向や意見は、面談や日常のコミュニケーションを通じて施設長が把握し、必要に応じてエリアマネージャー経由で法人本部にも情報が伝えられている。このようにして、職員が働き方やキャリアについて気軽に相談できる環境づくりが進められている。 一方で、昇給や昇格の基準は明確に示されておらず、職員への周知も十分とは言えない。また、キャリアパスについても具体的な指針が示されていない。今後は、期待する職員像や人事基準を整理し、職員が自分の将来をイメージしやすい仕組みを整備していくことが望まれる。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	有給休暇や休日については、職員の希望に応じて取得できるよう配慮されている。有給休暇の取得状況や時間外労働は法人本部で管理されており、施設でも延長保育時を除き、残業せずに退勤できるよう配慮がなされている。また、休憩時間には職務から離れて落ち着いて休める場所と時間が確保されている。 さらに、法人内には職員の相談窓口が設置され、面談の機会も設けられており、職員が安心して働ける環境づくりが進められている。加えて、働きやすい環境づくりの一環として、職員のクリスマス会を企画し、業務以外での交流の機会を設けることで、普段とは異なる職員の姿を知ることができ、職員同士がより親しみやすくなるとともに、チームワークの向上に繋げている。 一方で、福祉人材の確保や人員体制に関する具体的な計画は十分に確認できず、職員の意見を反映した改善策の実施も十分とは言えない状況である。今後は、職員の意見を踏まえた計画の策定と実施に取り組むことで、より効果的な人材確保や職場環境の改善に繋げていくことが期待される。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
(コメント)	職員一人ひとりが設定した目標については、施設長との面談や必要に応じた話し合いを通じて、進捗の確認やフィードバックが行われている。しかし、目標の設定は職員個々の判断に委ねられており、施設長による口頭でのアドバイスは行われているものの、期待する水準への調整は十分とは言えない。また、目標項目や達成水準、達成期限は十分に具体化されていない。 今後は、これらの要素を整理および明確化するとともに、組織として期待する職員像を示し、それに基づいた計画的かつ組織的な目標設定の仕組みを整備することが望まれる。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	研修については、内部研修は法人本部から共有される計画に基づき実施されている。外部研修は、施設長と主幹が中心となって適宜対象職員に周知し、参加を促しているものの、研修計画として体系的に策定されているわけではない。 研修受講後には報告書が作成され、職員会議や回覧を通じて全職員に共有されている。また、研修内容の評価も継続的に行われており、職員のスキル向上や保育の質の向上に結びついている。 今後は、研修計画を策定するとともに、現在行われている保育の内容や目標を踏まえ、基本方針や各種計画の中で「期待する職員像」や職員に求められる専門技術や資格を明確に示すことが求められる。その上で、研修内容や計画が職員の専門性向上や組織全体の保育力向上に繋がるよう、計画的かつ組織的な整備が期待される。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	職員の研修については、雇用形態に関わらず、職員の配置状況を踏まえながら、全職員が研修機会を確保できるよう配慮されている。また、個々の希望による研修についても、可能な範囲で参加できるよう対応が行われている。 新任職員に対しては主幹を中心に指導が行われており、加えて全職員でフォローしながら育成に取り組んでいるものの、指導内容や方法については整理の余地があり、より体系的な実施が期待される。 また、職員の専門資格の取得状況については法人本部および施設で把握されているが、個々の職員の知識や技術の水準については十分に把握されているとはいえない。今後は各職員の能力を適切に把握し、その状況を研修計画に反映させていく仕組みの整備が求められる。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
(コメント)	実習生の受け入れについては、これまで一定の受け入れ実績はあるものの、受け入れや育成に関する手順やマニュアルの整備は行われていない状況である。 今後は、実習生に対する保育に関わる専門職の育成についての基本的な考え方や方針を明確にし、マニュアルを整備するとともに、実習内容を体系的に整理したプログラムの整備や、実習指導を担当する職員への研修機会の確保など、受け入れ体制の充実を図っていくことが望まれる。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
(コメント)	苦情や相談に関する体制およびその対応内容については、ホームページや掲示物を通じて明示されており、地域に対しても印刷物や広報誌を活用し、施設の取り組みが発信されている。 今後は、ホームページにおける情報公開の充実を図り、事業計画や事業報告、予算、決算に関する情報の掲載を進めるとともに、理念や基本方針についても周知を図ることが求められる。さらに、第三者評価の結果およびそれに基づく改善の状況についても、積極的な公表が望まれる。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	事務、経理および取引に関するルールについては、各種規程や業務手順が整備されており、日常的な確認や定期的な点検を通じて適正な処理の維持に努めている。また、税理士の関与のもと、毎月の資金収支の状況や会計処理の確認が行われており、財務管理は適切に実施されている。 一方で、組織としての内部監査の実施には至っていないため、今後は定期的な内部監査体制を構築し、運営の公正性および透明性のさらなる向上を図ることが期待される。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	活用可能な社会資源については、必要に応じて保護者へ情報提供が行われるとともに、玄関にパンフレットを設置するなど、周知に向けた取り組みがなされている。 今年度より、5歳児による小学校訪問を通じた1年生との交流をはじめ、商店街での見学やインタビュー、北区主催の保育所紹介イベントにおけるダンス発表など、地域の人々と子どもが関わる機会が積極的に広がっている。 一方で、地域との関わりに関する基本的な考え方は文書として整理されていないことから、今後は施設としての方針を明確化し、明文化していくことが期待される。	

Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	年3回、図書館による読み聞かせボランティアの受け入れを行い、外部人材が保育活動に関与する機会を確保している。また、学校教育への協力については、これまで受け入れ実績はないものの、前向きな受け入れ意向が示されている。 一方で、ボランティア受け入れに関する基本的な考え方や、学校教育への協力に関する方針は文書として整理されていない。加えて、受け入れ時の手続きや留意事項等をまとめたマニュアルの整備も確認できないことから、今後は基本姿勢の明文化とあわせて、受け入れ体制の整備を進めていくことが望まれる。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	地域の関係機関や団体に関する情報については、各保育室および事務所において、それぞれの用途に応じて整理され、掲示やファイリングにより職員が活用しやすい形で整備されている。これにより、子どもや保護者の状況に応じた活用が図られるとともに、必要時には迅速に連絡が取れる体制が確保されている。 また、要保護児童対策地域協議会や北区役所、児童相談所等の関係機関と、必要に応じた連携が図られており、育児不安等を抱える保護者に対しては専門機関の案内も行われている。 一方で、関係機関との定期的な連絡会等は実施されていないものの、重要な場面においては適切な連携がなされている。今後は、地域の関係機関と共通の課題に対して、より協働的に取り組む機会を広げていくことが期待される。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	年2回開催の大阪市の地区会議に参加し、地域の保育施設等との情報共有を通じて、子どもの年齢ごとの傾向や地域ごとの子育て状況について意見交換を行い、地域の福祉ニーズの把握に努めている。 また、北区地域子育て支援連絡会主催の未就園児親子を対象とした「わくわくポケット」に年4回参加し、地域のお施設と協働しながら出張イベントの実施や子育て相談への対応を行うなど、地域住民との関わりを通じて子育て家庭の状況やニーズの把握に取り組んでいる。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	地区会議等を通じて把握した地域の福祉ニーズに対し、施設が有する知見や専門的な情報を「わくわくポケット」への参加を通じて地域へ還元する取り組みが行われている。また、施設見学の希望者については、必要に応じて育児相談にも対応している。 一方で、把握した福祉ニーズに基づく具体的な事業や活動については、目的や内容、実施方法等を整理した計画としての位置づけが明確にはなっていない。今後は、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な取り組みを計画等に明示し、継続的に推進していくことが期待される。あわせて、防災対策や災害時の地域支援など、地域全体への貢献に向けた取り組みの充実が求められる。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	c
(コメント)	職員は年1回「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を実施し、その結果を職員会議で話し合うなど、人権への意識向上に努めている。発表会では外国籍の子ども之母国の曲をダンスに取り入れるなど文化的背景への配慮も見られ、練習の際には担任が文化の違いや選曲の理由を保護者にも伝えている。今後は、子どもを尊重した保育の基本姿勢をさらに明確にし、標準的な実施方法へ反映させるとともに、「倫理規定」や関連規定の策定など、組織としての取り組みの充実が望まれる。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	c
(コメント)	おむつ交換や着脱は保育室の隅や別室で行うなど、人目に配慮した対応が取られている。水遊びの際には外部から見えないようカーテンで仕切るなど環境面での工夫も見られる。身体測定は肌着を着たまま実施し、幼児の着替えは男女を分けて行うなど配慮している。施設内にはプライバシー保護に関する掲示も行われている。一方で、子どものプライバシー保護に関する規定やマニュアルの整備は確認できないため、今後はそれらを整備し、職員へ周知することで、より適切な保育の実施が望まれる。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	見学者にはリーフレットを渡し、大型液晶画面を用いたスライドショーで施設の様子が、伝わるよう工夫している。リーフレットは北区役所にも常設されており、見学希望は電話予約で受け付け、いつでも対応可能として月2回は実際の保育に参加できる機会も設けている。一方、配布資料のリーフレットには理念の明記がなく写真や図もないため、今後は理念を記載するとともに写真や図を入れ、施設の設備や考え方をわかりやすく周知していく取り組みが期待される。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	入園説明会は基本的に集団で実施し、重要事項説明書や入園のしおりを用いて説明している。兄弟関係や途中入園の場合には個別の説明会を行うなど柔軟に対応している。また、配慮が必要な保護者には施設長や主幹が対応し、外国籍の保護者には通訳を介した説明や、区役所担当者が同席してゆっくり日本語で説明するなどの配慮が見られる。一方で、特に配慮が必要な保護者への対応について明確なルール化はされていないため、今後は手順や方法を整理し、わかりやすい体制整備が期待される。	

Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	施設の利用終了後、他施設から記録情報の提供を求められた場合には、保護者の同意を得た上で対応する意向を示している。個人情報の提供については、重要事項説明書に他の保育所等へ転園する際は、情報提供を行うことがある旨を明記し、保護者へ配布している。相談については、相談・苦情対応の仕組みを活用し、担当者や窓口を設けて重要事項説明書や掲示により周知している。一方で、利用終了時にその後の相談方法や担当者を明記した文書を配布する取り組みなどは見られず、行事への招待などを含め、主体的な取り組みが期待される。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	年2回クラス懇談会を実施しており、開催前には保護者へ事前アンケートを行い、聞きたい内容などを把握している。また、行事後には記名式のアンケートを実施し、感想や意見を集めている。回収したアンケートは主幹が取りまとめ、職員会議で共有し、次回に向けた振り返りや運営方法の改善に活用している。一方で、利用者満足度調査や匿名アンケートなど保護者が意見を出しやすい仕組みは十分とは言えず、それを踏まえた上での分析・検討の整備等さらなる取り組みが求められる。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の仕組みは重要事項説明書に記載されており、玄関にも掲示して保護者へ周知している。緊急に共有が必要な苦情については、グループメッセージアプリを活用して職員間で速やかに情報共有し、必要に応じて職員会議で話し合いを行っている。苦情の内容や対応経過、解決までの記録は苦情対応記録として保管している。一方で、苦情記入カードの配布や匿名アンケートの実施など、保護者が意見や苦情を申し出やすい仕組みについては、さらなる取り組みが求められる。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者から相談があった際には、事務所やフリースペースを活用するなど、落ち着いた意見を述べられる環境が確保されている。また、法人本部の研修では「難しさを感じる保護者から考える本当の保護者支援」をテーマとした研修が実施され、施設管理職や主幹、経験年数3年以上の保育士を対象に取り組みが行われている。相談窓口については、文書・電話・メールなど複数の方法で相談や苦情を受け付ける体制を整え、受付方法を重要事項説明書に記載するとともに、玄関にも掲示するなど全体周知が図られている。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	保護者が話しやすいよう日頃から声かけを行い、相談内容によっては個室で時間をかけて傾聴するなど丁寧な対応が行われている。行事後には保護者から意見を記入してもらい、寄せられた内容は職員会議やグループメッセージアプリを通じて共有している。一方で、意見箱の設置は見られず、相談や意見を受けた際の対応マニュアルの整備も確認できない。今後は保護者の意見が集まりやすい仕組みづくりとともに、対応マニュアルの整備や定期的な見直しなど取り組みが期待される。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	リスクマネージャーは施設長が担い、救命訓練を看護師が指導する形で年1回実施し、散歩マップにはAEDの設置場所も記載して作成している。大阪市や法人本部による事例集の収集のほか、テレビやインターネットニュースからも事例を収集している。収集した事例は2週間に1回の職員会議で時間を確保できる際に検討し、実施した場合は会議録に記録している。一方で、リスクマネジメントに関する委員会の設置や、安全対策の実施状況や実効性について定期的に評価・見直しを行う仕組みは確認できないため、今後の取り組みが求められる。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症マニュアルを作成しており、感染症が発生した際にはグループメッセージアプリを通じて職員へ注意事項を共有している。保護者へは掲示やメール配信により感染症の発生状況を周知している。また、保護者への情報提供として園だよりや保健だよりを、季節ごとに年4回配布している。一方で、感染症マニュアルは職員に一読するよう伝えているものの、全員が確認したことを示すサイン等は記入されていない。今後はマニュアルを定期的に活用し、職員への周知徹底が図られる取り組みが期待される。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	施設は浸水想定区域に立地しており、災害時には3階以上へ避難することが取り決められている。避難訓練は月1回、防犯訓練は年1回実施しているほか、消防署や警察署の指導が、それぞれ年1回行われている。備蓄品は管理栄養士が担当し、段ボールに直接内容物を記載するなど工夫している。一方で、備蓄リストの作成には至っておらず、今後はリスト化による管理体制の整備が求められる。また、地域との合同訓練の実施には至っていないため、自治会や福祉関係団体との連携など、今後の取り組みが期待される。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
(コメント)	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき保育を実施している。新人保育士マニュアルには子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護に関する内容を一部盛り込んでいる。保育実践が画一的にならないよう内容を主幹が確認し、必要に応じて施設長が直接保育の様子を見る機会も設けている。だが、標準的な実施方法を適切に文書化したものは確認できないため、今後は作成が求められる。また、標準的な内容に基づいた保育が行われるよう、研修や個別指導などを通じて職員への周知徹底が望まれる。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	標準的な実施マニュアルの取りまとめが見られないため、マニュアルの検証や見直しの時期および方法などを定めた内容は確認できない。今後は、標準的な実施マニュアルを作成した上で、定期的に検討・見直しを行い、必要に応じて指導計画の内容へ反映するなどの取り組みが期待される。また、見直しにあたっては職員や保護者からの意見や提案を反映できる仕組みづくりも望まれる。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

b

(コメント)

子どもの成長や発達状況を踏まえたアセスメントにもとづき、職員間で共有・検討を行いながら指導計画を作成し、主幹が内容を確認のうえ施設長が最終確認を行う体制が整備されている。配慮が必要な子どもについては担当者が個別指導計画を作成し、保護者へ説明のうえ署名を得るなど、保護者との連携のもと適切に運用されている。

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

(コメント)

週のねらいや毎月のクラス目標については、懇談会を通じて保護者へ現状や今後の取り組みを伝えている。指導計画の見直しは担任と主幹により行われているが、検討会議等の仕組みは十分に整備されていない状況である。また、個別の指導計画等に子どもや保護者のニーズの明示が明確に示されていないため、評価・見直しにおいて達成状況の確認が十分とはいえず、今後はニーズの明示とそれにもとづく検証が求められる。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

(コメント)

児童票や保護者からの口頭による情報をもとに子どもの状況を把握し、適切に記録している。記録内容や書き方に差異が生じないように主幹が指導を行う体制が整えられており、記録の標準化が図られている。さらに、早番や遅番職員の伝達事項については引継ぎ表を活用し、職員間で共有・周知が図られている。

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

(コメント)

個人情報事務所の書庫に保管し、持ち出しや返却時には施設長へ報告するなど適切に管理されている。また、法人が開催する定期的な研修や責任者会議を通じて個人情報保護に関する周知・確認が行われており、保護者とは写真・動画の取り扱いについて年1回同意を得ている。一方で、個人情報保護規程は整備されているものの、子どもの記録に関する保存期間や廃棄方法、個人情報の不適正利用や漏えい発生時の具体的な対応手順および報告体制等については記載が十分とはいえない。今後は、より具体的で実効性のある内容への見直しが求められるとともに、職員が内容を十分に理解し実践できるよう、継続的かつ具体的な周知・研修の充実が期待される。

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

株式会社プライムツワン		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	園庭がない立地環境を踏まえ、戸外での活動を積極的に取り入れるとともに、室内においても子どもが十分に身体を動かせる活動を考慮し、子どもの発達や実態に応じた全体的な計画を作成している。一方で、全体的な計画は関係法令や保育の趣旨を踏まえて作成されているものの、理念や基本方針の明記が十分ではなく、計画の冒頭に位置づけた上で保育目標との関連性を整理することが求められる。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	温度計や湿度計を設置し保育室の環境管理を行うとともに、感染症予防のため複数箇所の換気を実施し、午睡時には子どもの顔が確認できるよう採光にも配慮している。寝具については週1回の洗濯を保護者へ依頼し清潔の保持に努めているほか、年齢に適した玩具の提供や活動しやすい動線の確保など、子どもが心地よく過ごせる環境整備が行われている。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	保護者と日常的に口頭や連絡帳でやり取りを行い家庭での様子を把握するとともに、施設での様子を職員間で共有し、一人ひとりの子どもへの理解を深めている。言葉の重要性を踏まえ、子どもが話しやすい環境づくりや聞き役に徹する関わりを心がけるとともに、せかす言葉や不必要な制止の言葉を用いないよう配慮し、気づきがあった際には職員間で指導を行うなど、子どもの状態に応じた保育が実践されている。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	年齢に応じた配慮のもと、絵本等を活用しながら子どもが生活習慣を無理なく身につけられるよう援助している。睡眠については個々の体調に配慮しつつ生活リズムの維持を図り、入眠が難しい子どもには布団上で休息を促し、一定時間後は静かに過ごせる活動へと繋げている。さらに、食事や排泄、睡眠、着脱、清潔の大切さについて園だより等を通じて保護者へ伝え、家庭と連携した取り組みが行われている。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもが主体的に遊びを選択できるよう玩具を取り出しやすい配置とし、活動しやすい動線を確保するなど環境整備が行われている。さらに、金魚や植物の飼育を通じた日常的な体験に加え、消防署の見学や遠足で電車を利用するなどの社会体験の機会を設けているほか、近隣の商店街での訪問見学やインタビュー等を通じて地域との関わりを深め、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されている。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	心の安定を図るため担任が落ち着いた雰囲気に関わり、安心感をもって過ごせるよう配慮している。新聞紙やカラーボール、寒天遊び、トンネルやマット等の多様な遊びを取り入れ、発達に応じた経験が得られるよう工夫している。さらに、保護者から家庭での状況を把握し、食事や午睡における個人差について職員間で共有し対応しているほか、玩具の選定や安全な配置に配慮し、合同保育時には他クラスの活動や誤飲防止にも留意するなど環境整備が行われている。	

A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	月齢や年齢に応じた配慮のもと、子どもが主体的に活動できる環境づくりを行っている。保護者とは連絡帳を通じて日常的に情報共有を図り、子どもの状況把握と連携に努めている。また、言葉のやり取りや施設内外でのルールについて理解できるよう丁寧に伝えるとともに、看護師や栄養士、調理師、読み聞かせボランティア等、保育士以外の大人との関わりの機会を設け、養護と教育が一体的に展開されるよう配慮している。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子ども同士の関わりの中で得意なことを発揮し苦手なことは互いに支え合う経験を通して、思いやりや主体性を育むよう配慮している。遊びや生活の中で子ども同士が考え意見を出し合い工夫できるよう言葉かけを行い、育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した保育を実践している。また、写真やメッセージの配信により保護者と子どもの様子を共有するとともに、協同的な活動の内容を地域や就学先へ伝える取り組みが行われている。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	クラス内での対応が難しい場面においては主幹や施設長、看護師、他クラスの職員が連携してフォローに入る体制が整えられており、安心して生活できる環境づくりが図られている。保護者とは懇談や送迎時の対話を通じて連携を図り、子どもの状況を共有している。また、子どもの気持ちの安定を第一に考え無理に他児と同じ活動を求めない関わりを行うとともに、参観や懇談会において保護者同士が理解を深める機会を設けるなど配慮した保育が実践されている。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	在園時間や子どもの人数に応じて保育室を移動し、マットを活用することで横になって休息できる環境を整えるなど、子どもが心地よく過ごせるよう配慮している。異年齢での関わりにおいては玩具の種類や机の高さ、配置に留意し安全確保に努めるとともに、子どものやりたい遊びを尊重した関わりを行っている。また、延長保育時の連絡用紙に伝達事項を記載し、職員間で確実な情報共有が図られている。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	近隣の小学校職員との会議を通じて就学に向けた課題や必要な力を共有し、見通しをもった保育の実践に努めている。5歳児は小学校を訪問し1年生との交流に参加するなど就学への期待を高める取り組みが行われており、自分でできることや人の話を聞くことの大切さについても伝えている。さらに、小学校訪問時の子どもの様子を保護者へメールで共有するなど、家庭との連携にも配慮している。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	「健康管理マニュアル」を整備し、それにもとづき登園時の保護者からの聞き取りや午前中の視診・触診、必要に応じた検温を行うなど子どもの健康状態の把握に努めている。発熱やけが等の異常が見られた際には速やかに施設長や主幹、看護師へ報告し適切に対応する体制が整えられている。また、看護師が保健だよりを作成し保護者へ配布するとともに、SIDS（乳幼児突然死症候群）については入園時に説明を行い、職員に対しても研修を通じて理解を深める機会が設けられている。	

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a
(コメント)	内科健診を年2回、歯科健診を年1回実施し、その結果を個人の健康記録に記載するとともに、年間行事として保護者へ周知している。健診結果は口頭で伝え、受診が必要な場合には書面で案内するなど適切に対応しているほか、欠席者については個別受診を促している。また、看護師による歯みがき指導やブラックライトを活用した手洗い指導を行い、健診結果を踏まえた健康意識の向上に繋げている。	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		a
(コメント)	保護者からアレルギー調査票および医師によるアレルギー疾患生活管理指導票の提出を受け、子どもの状況を把握したうえで対応している。アレルギーのある子どもの食事提供に際しては栄養士が検食時に内容を確認し、食後には担当者が体調確認を行うなど安全管理が徹底されている。また、他児には食事時の配慮について伝えるとともに、保護者へは重要事項説明書や掲示を通じて協力を求めるなど、理解促進に向けた取り組みが行われている。	

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
(コメント)	食育計画は栄養士と連携して主幹が作成し施設長が確認する体制のもと整備されている。子どもの発達や個々の状況に応じた配慮を行いながら、クッキングや行事食においては内容や盛り付けに工夫を凝らし、食事を楽しめるよう取り組んでいる。施設で育てた食材を活用した活動やバイキング形式の提供、子どもの希望を取り入れた献立の実施など多様な経験の機会を設けるとともに、食に関する情報を保護者へメール配信し家庭との共有も図られている。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
(コメント)	離乳食を含め子どもの発達や個々の状況に応じた食事を提供している。喫食状況は残食簿に記録し、献立会議において職員間で共有・検討を行い、食事内容の改善に生かしている。行事食を定期的に取り入れるとともに、調理員や栄養士が配膳時に子どもの様子を確認し担任と連携して対応している。また、手洗いやアルコール消毒、エプロンや三角巾の着用を徹底し衛生管理に努めるとともに、クッキング活動では栄養士が指導を行うなど、安心して食べられる環境が整えられている。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
(コメント)	連絡帳や保護者参加の行事など多様な機会を通じて、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援している。毎月の身体測定の結果を伝えるとともに、5歳児については年度末に向けて成長過程をグラフ化しドキュメントとして示すなど、子どもと保護者がともに成長を実感できる工夫が行われている。また、保護者との情報交換の内容は児童票に記録し、継続的な把握と共有に努めている。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
(コメント)	日々の挨拶を通じて保護者の様子にも目を向け、気軽に相談できる関係づくりに努めている。事務所にはできる限り施設長や主幹が在席する体制とし、保護者がいつでも話ができる環境を整えている。また、保護者からの相談内容を丁寧に把握し、必要に応じて関係機関へ繋ぐなど、安心して子育てができるよう支援が行われている。	

	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 (コメント) 北区役所のケースワーカーや理学療法士、嘱託医、児童相談センター等の関係機関と連携を図りながら対応している。虐待の兆しや疑いが見られた場合には施設長や主幹へ報告し、必要に応じて記録や写真を残したうえで関係機関へ連絡する体制が整えられている。一方で、研修等への参加により学ぶ機会は確保されているものの、マニュアルにもとづく職員研修の実施については十分とはいえず、組織的な理解の深化に向けた取り組みが求められる。	b
--	--	---

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 (コメント) 職員の自己評価を実施しており、その結果については施設長が取りまとめ、課題を抽出したうえで会議においてフィードバックしている。また、保育所保育指針や各種マニュアルの読み合わせを通じて共通認識の形成を図るとともに、外部や法人、施設内での研修を実施し、参加職員は研修記録を共有するなど専門性の向上に努めている。一方で、個々の自己評価を施設全体の保育実践の評価へと十分に結び付けるまでには至っておらず、組織的な活用が求められる。	b

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。 (コメント) 「不適切な保育の未然防止および発生時の対応について」のマニュアルを整備し、体罰等に繋がる事例をもとに職員間で話し合いを行うなど、防止と早期発見に向けた取り組みが実施されている。一方で「就業規則」等に体罰等の禁止が明確に位置づけられていないため、服務規律としての明文化や懲戒に関する規定との整理が求められるとともに、職員が具体的な行動基準として理解できるよう周知徹底を図る取り組みが期待される。	b

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	認定こども園　ぴっころきっず新梅田園　在園児の保護者
調査対象者数	62人（世帯）　有効回答数　35人
調査方法	アンケート調査（無記名方式）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

アンケート調査の回収率は56%だった。
20項目中17項目が「はい」「いいえ」などの選択項目、3項目が自由記述。

17項目中
5項目が100%の肯定評価
14項目が90%の肯定評価をしている。
全体的に見て良好な結果と言える。

《自由記述》では、
「見学のと時から感じたが、職員全体で笑顔が多い。子どもたちの荷物を含め園内は整理整頓されているので今後も継続していただきたい。他の園の話を聞くと運動会があれば尚良い。体調不良時、看護師の方が的確に対応してくださりありがたい。保育士の方々も付き添ってもらい感謝している。」
「延長保育が多くなるのですが、対応いただけて助かっています。知らないうちに沢山のことを覚えていて、手話を覚えていたことにはビックリ&感動しました。」
「家庭と保育園で協力して子育てをしている感覚。子どもも先生が大好き。雰囲気もいい。」
「縦割り保育の充実。職員全体で園児の名前を覚えてくれている。体調不良なども職員間で情報共有されており、登園再開後も細やかに声かけをしてくれる。」
「大きい組さんとの合流があって刺激を受けて成長をさせてもらっていたり、楽しく通う事が出来ています。」
「保護者の就業のしやすさが他の園より高い、仕事と育児の両立がしやすい。」
「安心して子どもを預けられる園。違うクラス同士の交流も多い。自分の担任ではない園児のことでもよく把握してくれている。」
「いいところを伸ばしてくれる。褒めてくれる。こどもたちにとって過ごしやすい園だとおもいます。」
「アットホームな園で、他のクラスの先生まで自分の子どもの存在を知っていて、クラス関係なく園全体で取り組む事も多くて、園全体で仲良くやっている。子どもが楽しく過ごせる行事も多い。」
などといった肯定的な意見が多く寄せられた。
また、
「イベントが少なく感じます。発表会はあるものの運動会やお遊戯会などもっと子どもの様子が見れるイベントが充実しているといいなと感じます。」
「紙ベースの連絡帳がない年中年長クラスは送迎の際に先生から子どもの様子について話があってもいいのでは?と思う。毎日は難しくとも、子どもの自由遊び中お迎えに行っても先生はこちらに会釈だけで座ったままなこともあり少し残念。挨拶だけでも顔を見せてほしいです。」
「いつも安心して預けられること、感謝しています。ささいなことではあるのですが、強いて言うと、自転車の駐輪場に簡易な屋根があると、雨の日にとても助かるなと思っています。」
といった要望も寄せられている。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等